

禁止される行為（裸火使用）

- ・裸火使用：炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するもので、条例第2条から第13条、第21条及び第26条から第29条までに定める火気使用設備器具にあっては、次表による。

| 熱源 | 裸火に該当する火気 | 裸火に該当しない火気 |
|----------------------|---|--|
| 気体燃料 (都市ガス・液化ガス等) | 気体燃料、液体燃料、固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、右欄以外のものが裸火の使用に該当する。(例) 石油ストーブ・ガステーブル等 | 直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等） |
| 液体燃料 (灯油・重油等) | | |
| 固体燃料 (石炭・練炭・木炭等) | | |
| 電気 | (ア) 通常の使用状態で目視したとき、赤熱して見える発熱部が外部に露出しているもの (イ) 外部に露出した発熱部で、可燃物が触れた場合瞬時に着火するおそれのあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400度以上のもの） | トースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気オーブン等発熱部が焼室、風道又は庫内に面しているもので着火危険がないものについては裸火に該当しないものとして取扱う。 |